

いきいき下水道

住みよいまちづくり



下水道ができると…

- ✧海や川、湖の水がきれいになります。
- ✧水洗トイレが使えるようになります。
- ✧大雨が降っても浸水しなくなります。
- ✧清潔で住みよい環境のまちになります。

受益者負担金とは…

下水道施設は、公園や道路のように多くの人びとが無限に利用できるものとは異なり、その恩恵を受けるのは処理区域という限られた地域の人びとだけです。すなわち、処理区域では下水管きよに各家庭の排水設備をつなぐことによって、個人や家族単位で下水道の利益を受けることができます。そのため、下水道の建設費のうち、国や都道府県からの補助金を除いた市町村費分を、住民からの税金だけでまかなうことは、下水道を利用できない人びとにまで負担をかけ、税負担の公平を欠くことになります。そこで、下水道の便益性や利用価値を受ける処理区域の人びとに建設費の一部を負担していただくのが「**受益者負担金**」の制度です。

受益者とは…

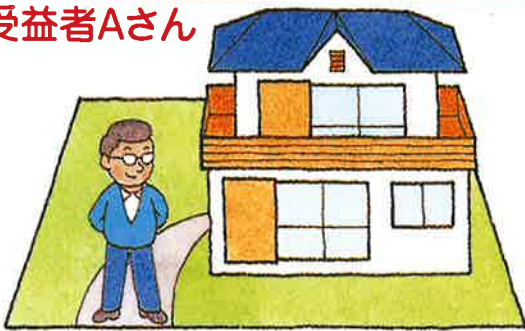
公共下水道の排水区域内に土地を所有している方、つまり下水道が整備される区域内に土地を持っている方が、負担金の対象者(受益者)となります。

ただし、その土地に地上権、質権、賃貸借もしくは使用貸借などの権利がある方がいる場合は、その権利者が受益者となります。(一時使用のために設定された権利を除きます。)アパート、社宅、公営住宅等に住んでいる方は、土地に権利がないため、受益者とはなりません。



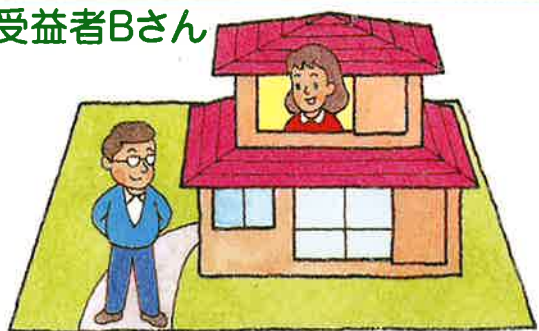
受益者負担金制度とは…

受益者Aさん



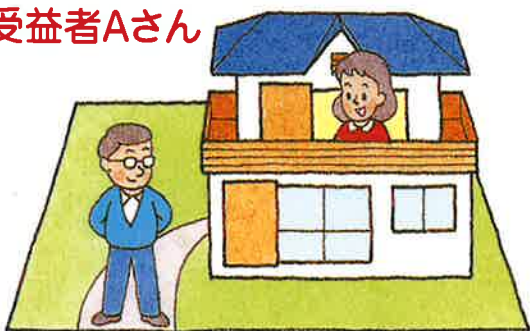
Aさん居住、Aさんの家、Aさんの土地

受益者Bさん



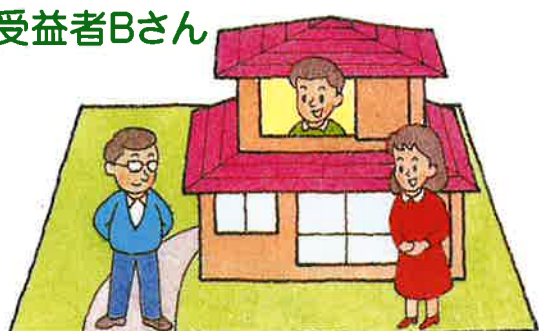
Bさん居住、Bさんの家、Aさんの土地

受益者Aさん



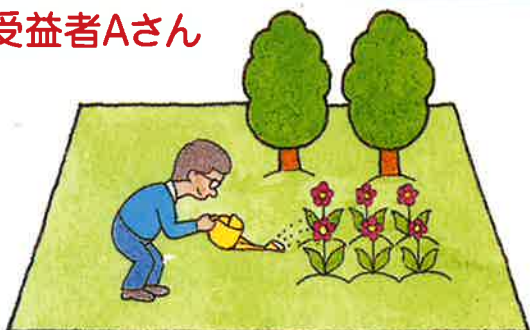
Bさん居住、Aさんの家、Aさんの土地

受益者Bさん



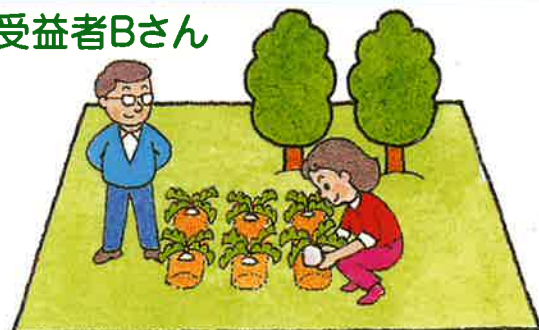
Cさん居住、Bさんの家、Aさんの土地

受益者Aさん



Aさんが土地所有者

受益者Bさん



Bさんが土地借地者、Aさんの土地

受益者は…こうなります。